

Radiata Increase



FP2級
2024 年 5 月
学科
過去問解説

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2023年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、職業倫理に照らし、最も適切なものはどれか。

1. 顧客から賃貸アパートの建築について相談を受けたFPのAさんは、事業計画策定のための資料として、顧客から預かっていた確定申告書のコピーを顧客の同意を得ずに不動産業者に提供した。
2. 顧客から生命保険の加入について相談を受けたFPのBさんは、顧客の家族構成や世帯収入を確認することなく、Bさんが得られる手数料の多い保険商品についてのみ説明し、加入を勧めた。
3. 顧客から投資信託の購入について相談を受けたFPのCさんは、投資信託について、比較的少額から投資可能であることや運用の専門家により運用が行われることなどのメリットだけでなく、元本保証および利回り保証がないことなどの留意点についても説明した。
4. 顧客から外貨預金による資産運用について相談を受けたFPのDさんは、この先も円安ドル高の傾向は絶対に変わらないと説明し、円建ての預金のお大半をドル建ての預金に移すべきだとアドバイスした。

【答え】

1. 不適切

・顧客の秘密保持(守秘義務)

顧客から得た個人情報をも顧客の許可なく、**第三者に漏らしてはいけな**い。また、他の専門家の判断を仰ぐ場合は、顧客の許可を得ればなりません。

2. 不適切

・顧客第一で顧客の利益を最優先

顧客の立場に立って**顧客の利益を優先**します。

[本問の場合]

FPが自己の利益を優先する行為は、不適切となります。

3. 適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、**投資助言・代理業・投資運用業**を行ってはいけません。

ただし、金融商品の一般的な説明をすることは可能です。

4. 不適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、**投資助言・代理業・投資運用業**を行ってはいけません。

[本問の場合]

為替変動など不確実なことに対して「この先も円安ドル高の傾向は絶対に変わらない」という断定的な判断を提供することは、金融商品取引業者として登録を受けているFPであっても禁止されています。

したがって正解は、3

問題 2

ファイナンシャル・プランナーがライフプランニングに当たって作成・利用する各種の表や各種係数に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. キャッシュフロー表の作成において、一般に、可処分所得には、年間の収入金額から所得税、住民税、社会保険料および生命保険料を控除した金額を計上する。
2. 個人の資産や負債の状況を表すバランスシートの作成において、一般に、株式等の金融資産や不動産の価額は、取得時点の価額を計上する。
3. 住宅ローンの利用を検討している者が年間返済額から借入可能額を試算する際、年間返済額に乘じる係数は、年金現価係数である。
4. 老後の生活資金を準備するため、一定の利率で複利運用しながら一定期間経過後に目標とする額を得るために必要な毎年の積立額を試算する際、目標とする額に乘じる係数は、年金終価係数である。

【答え】

1. 不適切

可処分所得とは、収入のうち税金や社会保険料などを除いた所得のこと
で、手取り収入のことです。

生命保険料は控除しません。

2. 不適切

個人のバランスシートは、**作成時点**の個人が資産と負債を表したもので
す。

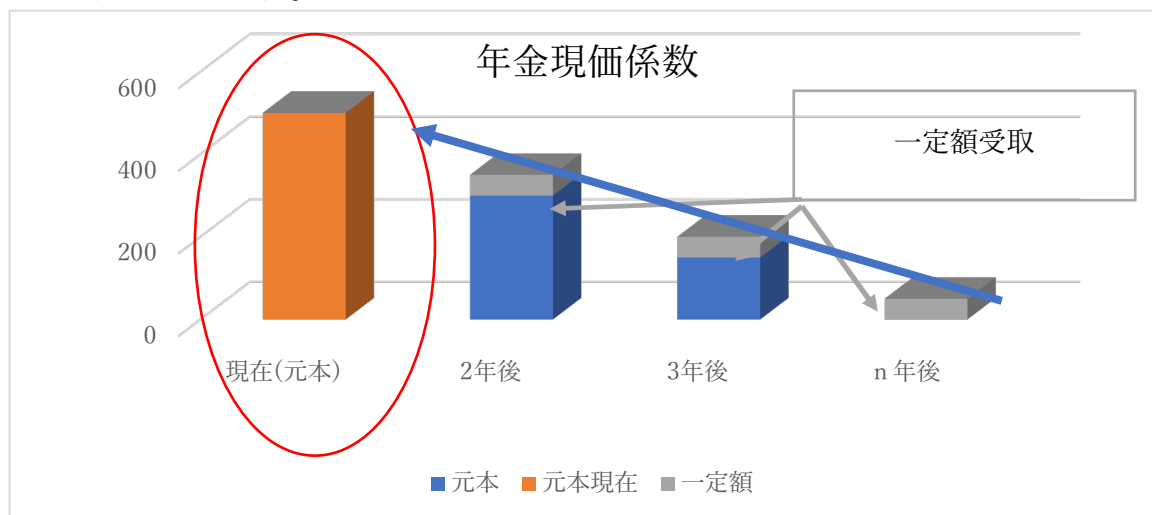
[本問の場合]

「取得時点」と説明されているので、不適切となります。

3. 適切

年金現価係数

一定期間にわたって複利運用し、**毎年一定額**を受取るための**現在必要な元本**を求めます。



例えば、

月々10万円返済の30年ローンの場合どれくらい借りることができるのか？を知るには、年金現価係数を用います。

金利1.5%の場合、30年の年金現価係数は24.016です。

$10 \text{ 万円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 24.016 = 28,819,200 \text{ 円}$ 借りることができます。

これに対し、家を買う時の月々の返済額を見積もる場合は、資本回収係数を用います。

つまり、

住宅ローンの**借入可能額**を求める場合は、**年金現価係数**を用い

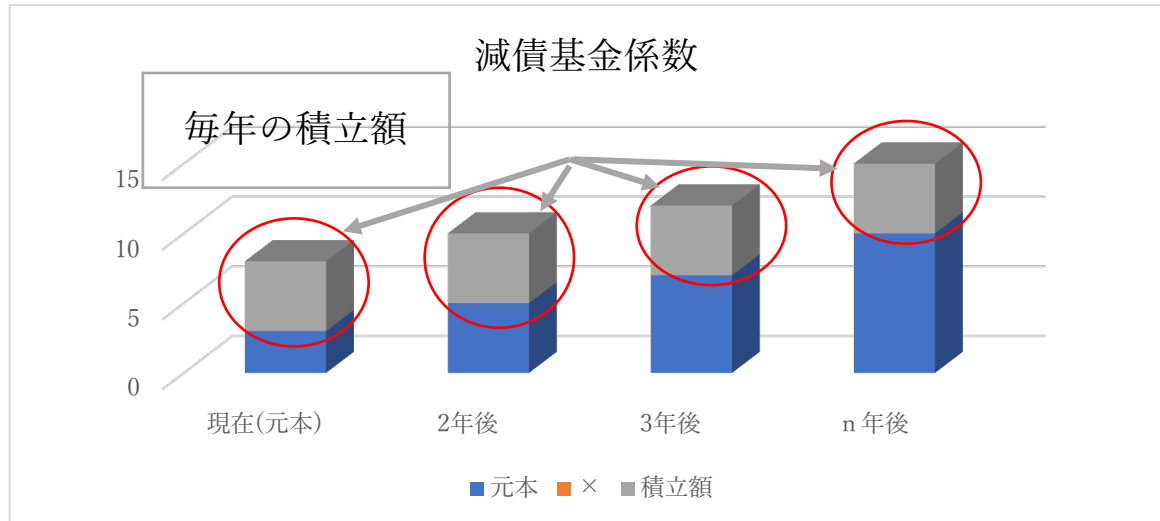
住宅ローンの**返済額**を見積もる場合は、**資本回収係数**を用います。

4. 不適切

●減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための**毎年**の積立額求めます。

例: 年利 2% で n 年後に 500 万円を用意するために毎年の積立額は？



したがって正解は、3

問題 3

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の保険給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 被保険者が業務外の事由により死亡した場合、所定の手続きにより、その者により生計を維持されていた者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として10万円が支給される。
2. 傷病手当金は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関して、その支給を始めた日から通算して最長で1年6ヵ月支給される。
3. 被保険者が同一月内に同一の医療機関等で支払った医療費の一部負担金等の額が、その者に係る自己負担限度額を超えた場合、所定の手続きにより、支払った一部負担金等の全額が高額療養費として支給される。
4. 被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合、所定の手続きにより、出産育児一時金として1児につき42万円が支給される。

【答え】

1. 不適切

埋葬料

被保険者が死亡したとき、埋葬を行う者に対し、**5万円**が支給されます。ただし、業務災害や通勤災害により死亡の場合は労働災害が適用され、「葬祭料」として葬祭を行う者の請求に基づき支給されます。

2. 適切

傷病手当金

被保険者が病気やケガのため仕事を**3日以上続けて休み**十分な給与が受けられない場合、支給開始日(休業4日目)から**通算して1年6ヶ月間**支給されます。

3. 不適切

高額療養費

月間の医療費の自己負担額が同一月に一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超過額について請求すれば、あとで健康保険から支給されます。

[本問の場合]

「支払った一部負担金等の全額」と説明されていますが、支払った一部負担金等の額から**自己負担限度額**を差し引いた金額が払い戻されます。

4. 不適切

●出産育児一時金

2023年4月から出産一時金は1児42万円から**50万円**に増額されます。

したがって正解は、2

問題 4

雇用保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 雇用保険に係る保険料のうち、失業等給付および育児休業給付に係る保険料は、事業主と労働者が折半して負担する。
2. 雇用保険の適用事業所に雇用される労働者であって、所定の要件を満たす者は、日本国籍の有無にかかわらず、雇用保険の被保険者となる。
3. 特定受給資格者等を除く一般の受給資格者に支給される基本手当の所定給付日数は、算定基礎期間が10年以上20年未満の場合、150日である。
4. 一般被保険者が失業した場合、基本手当の支給を受けるためには、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること等の要件を満たす必要がある。

【答え】

1. 適切

雇用保険には、「雇用保険二事業」「失業等給付」「育児休業給付」の3つにより構成されています。

・雇用保険二事業(事業者が受ける給付)の保険料は、事業主が全額負担します。

・失業等給付および育児休業給付(労働者が受ける給付)の保険料は、**労使折半**(一部国庫負担)となります。

『本問の場合』

「失業等給付および育児休業給付に係る保険料は、事業主と労働者が折半して負担する」という説明は、適切となります。

2. 適切

雇用保険の被保険者は、日本在住で合法的に就労する外国人は、**国籍を問わず**被保険者となります。

3. 不適切

●基本手当の所定給付日数

雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などにより決定される。

・一般の離職者(自己都合、定年退職)

	1年以上～ 10年未満	10年以上～ 20年未満	20年以上～
期間	90日	120日	150日

4. 適切

●基本手当受給要件

離職前の**2年間**に、被保険者期間が**通算 12ヶ月**以上

(倒産・解雇等の場合は、離職前1年間に被保険者期間が通算 6ヶ月以上)

したがって正解は、3

問題 5

雇用保険の育児休業給付および介護休業給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 被保険者が保育所への子の入所を希望しているが、空きがなく入所できない場合、所定の手続きにより、最長で子が3歳に達するまで育児休業給付金が支給される。
2. 被保険者が同一の子について2回以上の育児休業をした場合、2回目以後の育児休業について育児休業給付金は支給されない。
3. 介護休業をした被保険者に対し、事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の67%相当額以上であるときは、当該支給単位期間について介護休業給付金は支給されない。
4. 介護休業給付金の支給に当たって、介護の対象となる家族には、被保険者の父母だけでなく、被保険者の配偶者の父母も含まれる。

【答え】

1. 不適切

育児休業給付金は、子が一歳に達した日後の期間について、育児休業が必要と認められる場合に、**最長2歳になるまでの期間**、支給されます。

[本問の場合]

「最長で子が3歳」と説明されていますので、不適切となります。

2. 不適切

育児休業は、子が1歳に達するまでの期間、**2回**まで分割取得が可能です。支給対象外となるのは、3回目以降となります。

3. 不適切

支給額 (おおよそ 月収の67%)	休業開始時賃金日額×支給日数=13%未満	休業開始時賃金日額×支給日数× 67%
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80%-支払賃金額
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%以上	不支給

休業開始時賃金日額×支給日数の**80%**以上の賃金が支払われる場合は介護休業給付金の支給はありません。

[本問の場合]

67%と説明されていますので、不適切となります。

4. 適切

介護休業給付金の対象は、配偶者・父母・子・**配偶者の父母**・祖父母・兄弟姉妹・孫です。

※対象家族は、同居や扶養等の要件はありません。

したがって正解は、4

問題 6

公的年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 学生納付特例の承認を受けた期間は、その期間に係る国民年金保険料の追納がない場合であっても、老齢基礎年金の受給資格期間に算入される。
2. 国民年金の第1号被保険者が出産する場合、所定の手続きにより、出産予定月の前月から6ヵ月間、国民年金保険料の納付が免除される。
3. 老齢厚生年金の受給権者が老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をする場合、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出を同時に行わなければならない。
4. 老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されるためには、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が300月以上なければならない。

【答え】

1. 適切

学生納付特例

第1号被保険者で学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料納付が猶予されます。(年齢要件はありません)

猶予期間は、国民年金の保険料の追納がない場合でも、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

2. 不適切

国民年金の第1号被保険者は、出産予定日または、出産日が属する月の前月から4ヶ月間は免除されます。

(多胎妊娠の場合は、3ヶ月前から最大6ヶ月間です。)

3. 不適切

年金の繰上げ受給は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは同時にを行います。

年金の繰下げ受給は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは別々でも可能です。

4. 不適切

加給年金の受給要件

厚生年金保険の被保険者期間は20年(240月)以上ある人が、65歳到達時点で、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者または子(18歳になった最初の3月31日までの子・または障害等級1・2級の20歳未満の子)がいる時に加算されます。

したがって正解は、1

問題 7

公的年金の障害給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 障害基礎年金の受給権者が新たに所定の要件を満たす子を有するに至った場合、所定の手続きにより、その子を有するに至った日の属する月の翌月から、その子に係る加算額が加算された障害基礎年金が支給される。
2. 障害厚生年金の額の計算上、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たない場合、300月として計算する。
3. 厚生年金保険の被保険者が病気により障害を負い、その障害の状態が障害認定日においては所定の障害等級に該当していなかったものの、その後病状が悪化して、所定の障害等級に該当するに至った場合、65歳に達する日の前日までに請求することにより、原則として、障害厚生年金の支給を受けることができる。
4. 同一の事由により、労働者災害補償保険の障害補償年金と障害基礎年金および障害厚生年金が支給される場合、障害基礎年金および障害厚生年金は、所定の割合で減額されて支給される。

【答え】

1. 適切

[障害基礎年金額]

1級の場合: 基本年金額×1.25+子の加算

2級の場合: 基本年金額+子の加算

子の加算額は、生計を維持されている子がいる時に加算されます。子の増減があった場合は、翌月分から障害基礎年金額に改定されます。

2. 適切

[障害厚生年金額]

年金額	1級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金
	2級	報酬比例の年金額+配偶者の加給年金
	3級	報酬比例の年金額 (最低保証あり)
	障害手当金	報酬比例の年金額×2
報酬比例部分の計算=A+B		
A=平均標準報酬月額×7.125/1,000×2003年3月以前の被保険者期間の月数		
B=平均標準報酬月額×5.481/1,000×2003年4月以後の被保険者期間の月数		

障害厚生年金額は、報酬比例部分を元に計算されます。

報酬比例部分の計算は、厚生年金期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。

3. 適切

障害認定日には症状が軽く障害等級に該当しなかったものの、その後症状が悪化して障害等級に該当するようになった場合は、事後重症請求をします。

事後重症請求ができるのは、65歳の誕生日の前々日(65歳に達する日の前日)までです。

4. 不適切

【労災保険との併給調整】	
受給要件の違い	労災保険は、業務中の病気やケガが対象です。 健康保険は、業務以外の病気やケガ等が対象です。 年金は、「業務中かどうか」を問いません。
労災保険と年金	業務中の病気やケガの場合、労災保険と年金ともに支給される場合があります。
減額調整	障害基礎年金・障害厚生年金⇒全額支給 労災保険(障害補償年金・傷病補償年金)⇒減額調整
	厚生年金保険の障害手当金⇒支給停止 老齢保険(障害補償等給付)一時金⇒全額支給
	遺族基礎年金・遺族厚生年金・寡婦年金⇒全額支給 労災保険⇒減額調整

[本問の場合]

説明が逆となります。

障害基礎年金と障害厚生年金は全額支給され、労災保険の障害補償年金は減額調整されます。

したがって正解は、4

問題 8

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業型年金加入者掛金(マッチング拠出により加入者が拠出する掛金)の上限額は、事業主掛金の額の多寡にかかわらず、拠出限度額から当該加入者に係る事業主掛金の額を差し引いた額となる。
2. 企業型年金加入者掛金(マッチング拠出により加入者が拠出する掛金)は、所得税の小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
3. 企業型年金の老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として所得税の課税対象となり、雑所得の金額の計算上、公的年金等控除額を控除することができる。
4. 企業型年金加入者が退職し、国民年金の第3号被保険者となった場合、所定の手続きにより、企業型年金の個人別管理資産を個人型年金に移換し、個人型年金加入者または個人型年金運用指図者となることができる。

【答え】

1. 不適切

マッチング拠出は、企業型確定拠年金の掛け金は会社負担となりますが、一定範囲で加入者が上乗せできます。
ただし、**事業主掛金の額を超えない範囲**となります。

[本問の場合]

「事業主掛金の額の多寡にかかわらず」と説明しているので、不適切となります。

2. 適切

マッチング拠出は、支払った全額が、**小規模企業共済等掛金控除**として全額所得控除の対象です。

3. 適切

[確定拠出年金の受給]

一時金で受け取る場合:退職所得として退職所得控除

年金で受け取る場合:雑所得として**公的年金等控除**となります。

4. 適切

本問の通り、

企業型年金加入者が退職し、国民年金の第3号被保険者となった場合、企業型年金の個人別管理資産を個人型年金に移換し、個人型年金加入者(自分で掛金を拠出して運用)または個人型年金運用指図者(拠出済みの掛金に対して運用指図だけを行う運用)となることができます。

したがって正解は、1

問題 9

住宅ローンの一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

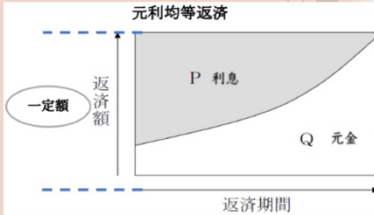
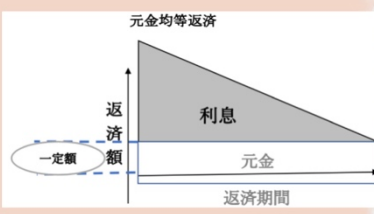
1. 固定金利選択型の住宅ローンでは、一般に、固定金利期間終了後に適用される金利について、変動金利または固定金利のいずれかを選択することができる。
2. 住宅ローンの返済方式では、借入額や返済期間等の他の条件が同一であれば、元金均等返済方式よりも元利均等返済方式の方が総返済額は多い。
3. 住宅ローンの一部繰上げ返済では、繰上げ返済額や金利等の他の条件が同一であれば、毎回の返済額を変えずに返済期間を短縮する返済期間短縮型よりも返済期間を変えずに毎回の返済額を少なくする返済額軽減型の方が支払利息の軽減効果は大きい。
4. 住宅ローンの借換えに際して、現在借入れをしている金融機関の抵当権を抹消し、借換え先の金融機関の抵当権を新たに設定する場合、登録免許税等の諸費用が必要となる。

【答え】

1. 適切

固定金利選択型は、当初は固定金利となり、期間終了後は、変動金利か固定金利を選択できます。

2. 適切

元利均等返済	- 返済金額全体が毎回一定額 (元金+利息=一定) - 当初は利息の割合が大きい - 返済が進むにつれて元金部分の割合が大きくなる	
元金均等返済	- 返済額の元金は毎回一定額(利息は元金の残高により変動する) - 返済当初は利息部分の割合が大きく返済額が多い - 返済が進むにつれ利息部分の割合が小さくなる。 『同条件で借った場合』 <u>総返済額は元利均等返済より小さくなる。</u>	

住宅ローンの返済方式は、借入額や返済期間等の他の条件が同一であれば、**元利均等返済方式**の方が**総返済額は多くなります**。

3. 不適切

住宅ローンの一部繰上げ返済は、同条件であれば、返済額軽減型に比べて、支払い利息を減少させる効果が高いので、**返済期間短縮型**の方が支払い利息の軽減効果は大きくなります。

(ただし他の要素を考えると、一概に期間短縮型が有利とは言えません。)

・**返済期間短縮型**→毎月の返済額を変えずに返済期間を短くする方法

・**返済額軽減型**→返済期間を変えずに毎月の返済額を減らす方法

4. 適切

住宅ローンの借換えは、現在の住宅ローンの契約をしている金融機関を変更して、別の金融機関で新たに住宅ローンを契約することです。

本問の通り、借換えをする場合、登録免許税等の**諸費用が必要**となります。

したがって正解は、3

問題 10

リタイアメントプランニング等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 将来、本人の判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ者と締結する任意後見契約は、公正証書によってしなければならない。
2. 金融機関が取り扱うリバースモーゲージのうち、「リコース型」では、利用者が死亡し、担保物件の売却代金により借入金を返済した後も債務が残った場合、通常、利用者の相続人はその返済義務を負わない。
3. 高齢者の居住の安定確保に関する法律に定める「サービス付き高齢者向け住宅」に入居した者は、「状況把握サービス」や「生活相談サービス」を受けることができる。
4. 介護老人保健施設は、入所者が看護、医学的な管理の下で、介護や機能訓練、日常生活上の世話などを受けながら在宅復帰を目指すリハビリテーション施設である。

【答え】

1. 適切

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になった時に備え本人が事前に任意後見人を選定する制度です。

任意後見契約を締結するには、**公正証書で行う**必要があります。

2. 不適切

リバースモーゲージは、現在住んでいる自宅を担保に生活資金等を借入し、契約者が死亡時に担保不動産を売却することで借入を返済する仕組みです。

リバースモーゲージは相続人の返済義務の有無により、リコース型とノンリコース型の2種類があります。

	リコース型	ノンリコース型
担保物件の売却後、 債務が残った場合の 返済義務	あり	なし
金利	低い	高い

リコース型では、相続人が残った担保物件の売却後、債務が残った場合の**返済義務があります**。

3. 適切

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー環境が完備された賃貸住宅です。

・状況把握(安否確認・見守り)サービス・生活相談(ケアの専門家が生活の相談に乗ってくれる)サービスを受けることができます。

4. 適切

施設サービス(要介護者のみ利用可能)	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・ 常時介護が必要で在宅生活が困難である人に適した施設です。 ・ 原則、要介護3～5の認定を受けた方。(要介護1、2の方でも入所が認められる場合もあります。) ・ 医療行為は基本行われません。
介護老人保健施設	・ 病状が安定していて入院治療の必要がない、原則、要介護1～5の方で、リハビリテーションなどを行い在宅復帰を目指す施設です。
介護療養型医療施設 ↓ 移行 介護医療院	介護療養型医療施設は、要介護の高い方が中心の施設でしたが、2024年3月に廃止となり、介護医療院へ移行されました。 (介護医療院は、2018年4月に創設され、要介護高齢者の長期療養・生活のための施設です。)

本問の通り、
介護老人保健施設は、リハビリテーションなどを行い在宅復帰を目指す施設です。

したがって正解は、2

問題 11

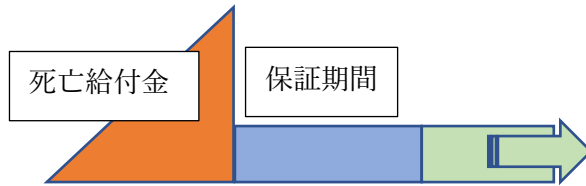
個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、契約者(＝保険料負担者)、被保険者および年金受取人は同一人とする。

1. 個人年金保険(保証期間付終身年金)では、保証期間中に被保険者が死亡した場合、死亡給付金受取人が、既払込保険料相当額からすでに支払われた年金額を差し引いた金額を死亡給付金として受け取ることができる。
2. 個人年金保険では、被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当すると、以後の保険料の払込みが免除され、直ちに年金を受け取ることができる。
3. 外貨建て個人年金保険では、円換算支払特約を付加することで、契約時点の為替レートで円換算した年金を受け取ることができる。
4. 生存保障重視型の個人年金保険では、他の契約条件が同一で生存保障重視型ではない個人年金保険と比較して、保険料払込期間中の死亡給付金や解約返戻金の額が低く設定され、将来受け取る年金額が高く設定されている。

【答え】

1. 不適切

個人年金保険は、一定年齢に達した場合に年金を受け取れます。
個人年金保険(保証期間付終身年金)は、保証期間中に、被保険者が死亡した場合、残りの保証期間分は一時金または年金を受け取ることができますが、**死亡給付金は支給されません。**



2. 不適切

個人年金保険は、加入の際の健康診断の告知義務が必要な「選択型」と、告知義務が不要な「無選択型」があります。
「選択型」は高度障害状態等に該当した場合、保険料の払い込みが免除されますが、
「無選択型」は、保険料の払い込みが**免除になりません。**

3. 不適切

円換算支払特約は、運用は外貨で行い、保険料と保険金受け取りは円貨で行う特約です。
受取は、契約時点ではなく、**受取時点**の為替レートで行われます。

4. 適切

生存保障重視型の個人年金保険は、生きているときの保障を充実させたもので、年金受取前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡保険金の額を抑え、将来年金を受ける時の年金額は高く設定しています。

したがって正解は、4

問題 12

総合福祉団体定期保険および団体定期保険(Bグループ保険)の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 総合福祉団体定期保険は、企業(団体)を契約者、従業員等を被保険者とする1年更新の定期保険であり、その契約の締結に際しては、被保険者になることについての加入予定者の同意が必要である。
2. 総合福祉団体定期保険のヒューマン・ヴァリュー特約は、被保険者の死亡等による企業(団体)の経済的損失に備えるものであり、その特約死亡保険金等の受取人は企業(団体)となる。
3. 団体定期保険(Bグループ保険)は、従業員等が任意に加入する1年更新の定期保険であり、原則として、従業員等が保険料を負担する。
4. 団体定期保険(Bグループ保険)の加入に際しては、保険約款に基づく告知および医師の診査が必要である。

【答え】

1. 適切

総合福祉団体定期保険(Aグループ)

企業等が契約者となり、役員・従業員全員を被保険者とする保険で、従業員等の死亡・高度障害に対して、原則、保険金が役員・従業員の遺族に支払われます。

特徴は、1年更新の掛け捨て型の定期保険で、**本人の同意が必要**ですが、医師の審査は不要です。(告知は不要)

2. 適切

ヒューマンバリュー特約

従業員が死亡もしくは高度障害となった場合、企業の損失を補償する特約です。従業員が死亡した場合、新たに従業員を新規採用費や育成費などを準備することができます。

受取人は、企業になります。

3. 適切

団体定期保険(Bグループ)

契約者および被保険者はAグループ保険と同じですが、**保険料を負担は従業員**であり、任意加入で、**1年更新**の定期保険となります。

4. 不適切

団体定期保険(Bグループ)

健康状態の告知は必要ですが、健康診断は省略され、**医師の審査は不要**です。

したがって正解は、4

問題 13

生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 養老保険の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。
2. 少額短期保険の保険料は、その保険契約が被保険者の死亡時に死亡保険金が支払われるものである場合、一般の生命保険料控除の対象となる。
3. 終身保険の月払保険料のうち、2024年1月に払い込まれた2023年12月分の保険料は、2024年分の一般の生命保険料控除の対象となる。
4. 変額個人年金保険の保険料は、個人年金保険料控除の対象とはならず、一般の生命保険料控除の対象となる。

【答え】

1. 適切

一般生命保険料控除	生存・死亡に基因して保険金・給付金を支払う ・定期保険・終身保険・養老保険・収入保障保険・一時払の変額個人年金保険など
介護医療保険料控除	入院・通院等の医療費支払い事由に基因して保険金の給付が行われる ・介護保険・医療保険・所得補償保険など
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金 ・個人年金保険など

養老保険は、一般の生命保険料控除の**対象**となります。

2. 不適切

少額短期保険は、一般の生命保険料控除の**対象外**です。

3. 適切

生命保険料控除の対象となる保険料は、支払日を基準に判定します。
2024年1月に払い込んだ保険料は、2024年分の一般の生命保険料控除の**対象**となります。

4. 適切

変額年金保険の保険料は、従来は個人年金保険料控除でしたが、改正により、一般の生命保険料控除の**対象**になりました。

したがって正解は、2

問題 14

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、いずれも契約者(＝保険料負担者)ならびに保険金、年金および給付金の受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と被保険者が同一人である一時払終身保険において、被保険者がリビング・ニーズ特約に基づいて受け取る特約保険金は非課税となる。
2. 契約者と被保険者が同一人である一時払終身保険において、保険期間の初日から5年以内に解約し、解約差益が生じた場合、その解約差益は源泉分離課税の対象となる。
3. 契約者と被保険者が同一人である養老保険において、被保険者の相続人ではない者が受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
4. 契約者と被保険者が異なる個人年金保険(保証期間付終身年金)において、年金受取開始前に被保険者が死亡して契約者が受け取った死亡給付金は、一時所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

リビング・ニーズ特約

被保険者が余命6ヶ月以内と判断された時、生存中に被保険者が死亡保険金など一部を前払いで受け取れる特約ですので、保険料は無料となります。

所得税はかからず、**非課税**となります。

2. 不適切

一時払終身保険の解約返戻金は、**一時所得**となります。

一時払養老保険や一時払変額保険、一時払損害保険などを保険期間が5年以内で解約した場合、金融類似商品とみなされ、源泉分離課税の対象となります。

3. 適切

死亡保険金に対する税金			
契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税(一時所得) ・住民税
A	B	C	贈与税

契約者と被保険者が同一人である契約の場合、**相続税**となります。

4. 適切

契約者と保険金受取人が同じ場合は、**一時所得**として所得税の課税対象です。

したがって正解は、2

問題 15

法人を契約者(＝保険料負担者)とする生命保険等に係る保険料の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの保険契約も保険料は年払いかつ全期払いで、2023年10月に締結したものとする。

1. 被保険者が役員・従業員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
2. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
3. 被保険者が従業員、給付金受取人が法人である解約返戻金のない医療保険の支払保険料は、その全額を損金の額に算入することができる。
4. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が75%である定期保険(保険期間30年、年払保険料100万円)の支払保険料は、保険期間の前半4割相当期間においては、その40%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 適切

[法人の生命保険の経理処理]

保険の種類	保険金受取人	
	法人	被保険者またはその遺族
貯蓄性がない商品 (定期保険・医療保険等)	損金算入	損金算入
貯蓄性がある商品 (養老保険・終身保険等)	資産計上	損金算入

養老保険は貯蓄性が高いため、支払った保険料は**資産計上**します。

2. 適切

死亡保険金受取人が法人の場合、貯蓄性あるため、支払った保険料は**資産計上**します。

3. 適切

全期払いで解約返戻金のない定期保険や医療保険は、前払いや貯蓄性がないため、**損金算入**することができます。

4. 不適切

区分	資産計上期間	資産計上額
最高解約返戻率50%超 70%以下	保険期間の開始の日から、 当該保険期間の100分の 40相当期間を経過する日 まで	当期分支払保険料の額に100分の40を 乗じて計算した金額
最高解約返戻率70%超 85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を 乗じて計算した金額

最高解約返戻率 70%超 85%以下の場合、保険期間の前半 4 割は支払い保険料の **60%を資産計上**し、残り 40%を損金算入します。

したがって正解は、4

問題 16

任意加入の自動車保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 記名被保険者が被保険自動車を運転中に、ハンドル操作を誤って車庫入れを誘導していた記名被保険者の配偶者に接触してケガをさせた場合、対人賠償保険の補償の対象となる。
2. 記名被保険者が被保険自動車を運転中に、ハンドル操作を誤って通行人が連れていたペットの犬に接触してケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、対物賠償保険の補償の対象となる。
3. 記名被保険者が被保険自動車を運転中に、ハンドル操作を誤って衣料品販売店の店舗に衝突した場合、店舗の復旧期間中の休業損害は、対物賠償保険の補償の対象となる。
4. 豪雨による洪水で被保険自動車が水没して被った損害は、一般条件の車両保険の補償の対象となる。

【答え】

1. 不適切

対人賠償保険

被保険者自動車の所有・管理に起因して他人を死傷させ、損害賠償責任を負うことにより被る損害のうち、自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われます。

ただし、被害者が「被保険者・被保険者の配偶者・父母・子」は対象外です。

2. 適切

対物賠償保険

被保険者自動車の所有・管理に起因して他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負うことにより被る損害のうち、自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われます。

法律上、ペットは「物」として扱われますので、他人の財物に損害を与えた場合、対物賠償保険の補償対象となります。

3. 適切

対物賠償保険は、休業損害や営業損失も補償対象です。

4. 適切

車両保険は、被保険自動車につき、衝突、接触、火災、爆発、盗難、台風、洪水等の偶然な事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

したがって正解は、1

問題 17

地震保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 地震保険は、火災保険の契約時だけでなく、火災保険の保険期間中に付帯することもできる。
2. 地震保険の保険料は、保険の対象となる居住用建物の構造と所在地によって異なる。
3. 地震保険には、「建築年割引」「免震建築物割引」「耐震等級割引」「耐震診断割引」の保険料割引制度があり、これらは重複して適用を受けることができる。
4. 地震保険における損害の程度の区分は、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」である。

【答え】

1. 適切

地震保険は、火災保険では補償されない、地震、噴火、それらに起因する津波による損害が保証されます。地震保険は単体では契約できず、火災保険とセットで契約する必要があります。火災保険の期間中に付帯することも可能です。

2. 適切

本問の通り、地震保険の保険料は、「居住用建物の構造」と「建物が所在する都道府県別」に応じて決まります。

3. 不適切

[地震保険の割引制度]

建築年割引→割引率10%

免震建築物割引→割引率50%

耐震等級割引→割引率10～50%

耐震診断割引→割引率10%

の4種類あり、最も高い割引率の1つが自動的に適用されますので、重複適用できません。

4. 適切

損害の程度	保険金額 (%)
全損	100%
大半損	60%
小半損	30%
一部損	5%

本問の通り、損害の程度区分は4種類あります。

したがって正解は、3

問題 18

損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれも契約者(＝保険料負担者)、被保険者および保険金受取人は個人であるものとする。

1. 自動車同士の衝突事故により車体に損害を被り、事故の相手方が加入する自動車保険から受け取った対物賠償保険の保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
2. 自転車同士の衝突事故によりケガをして、事故の相手方が加入する個人賠償責任保険から受け取った保険金は、雑所得として所得税の課税対象となる。
3. スポーツ中にケガをして入院したことにより契約者が受け取った傷害保険の入院保険金は、非課税となる。
4. 自宅が火災で焼失したことにより契約者が受け取った火災保険の保険金は、雑所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

1. 不適切

[非課税となる保険金・給付金]

不慮の事故や疾病などにより受け取る給付金は**非課税**となります。

- ・入院給付金
- ・通院給付金
- ・手術給付金
- ・特定疾病保険金
- ・就労不能給付金
- ・がん診断一時金
- ・先進医療給付金など

[本問の場合]

事故の相手方が加入する自動車保険から受け取った対物賠償保険の保険金は、**非課税**です。

2. 不適切

[本問の場合]

自転車同士の衝突事故によりケガをして、事故の相手方が加入する個人賠償責任保険から受け取った保険金は、**非課税**です。

3. 適切

[本問の場合]

スポーツ中にケガをして入院したことにより契約者が受け取った傷害保険の入院保険金は、**非課税**です。

4. 不適切

損害保険の保険金は、所得を得るための利益ではないため、非課税となります。そのため、本問の火災保険の保険金は**非課税**となります。

したがって正解は、3

問題 19

第三分野の保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 先進医療特約で先進医療給付金の支払対象となる先進医療は、契約時点において厚生労働大臣によって定められたものである。
2. 特定(三大)疾病保障定期保険では、被保険者が特定疾病に罹患し、特定疾病保険金を受け取った場合、その後被保険者が死亡しても死亡保険金は支払われない。
3. がん保険では、通常、90日間または3ヵ月間の免責期間が設けられており、その期間中にがんと診断されても、がん診断給付金は支払われない。
4. 人間ドックを受診して異常が発見され、医師の指示の下でその治療を目的として入院した場合、その入院は医療保険の入院給付金の支払対象となる。

【答え】

1. 不適切

先進医療特約

厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、**加入後に新しく認められた(療養を受けた時点)**先進医療も支払い対象です。

本問では「契約時点において」と説明しているので、不適切となります。

2. 適切

特定(三大)疾病保障保険

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断された時に生前に、死亡保険金・高度障害保険金が支払われます。

保険金を受け取った時点で契約は**終了**し、その後に死亡しても**死亡保険金は支払われません**。

3. 適切

がん保険は、免責期間として、契約日から**90日**または**3ヶ月**は給付金が支払われません。

4. 適切

健康診断や人間ドック等は、病気やケガの治療を目的としない入院は、入院給付金の支払い対象外ですが、人間ドックを受診して異常が発見され、医師の指示の下でその治療を目的として入院した場合、入院給付金の**支払い対象**となります。

したがって正解は、1

問題 20

法人に対する生命保険等を活用した福利厚生に係るアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「従業員の死亡時に支給する弔慰金や死亡退職金の原資を準備したい」という顧客に対して、団体信用生命保険の活用をアドバイスした。
2. 「休業補償規程に基づいて従業員に支給する休業の補償に係る給付の原資を準備したい」という顧客に対して、団体就業不能保障保険の活用をアドバイスした。
3. 「従業員の死亡時に支給する死亡退職金や定年退職時に支給する退職金の原資を準備したい」という顧客に対して、養老保険の活用をアドバイスした。
4. 「従業員の自助努力による財産形成を支援したい」という顧客に対して、勤労者財産形成貯蓄積立保険(一般財形)の活用をアドバイスした。

【答え】

1. 不適切

団体信用生命保険

住宅ローン返済中に契約者に死亡・高度障害になった時に、**住宅ローン残高がゼロになる保険**です。

本問の「従業員の死亡時に支給する弔慰金や死亡退職金の原資を準備したい」場合は、総合福祉団体定期保険の活用などが適切なアドバイスとなります。

2. 適切

就業不能保障保険

病気やケガで長期療養が必要となり働けなくなったことにより、収入が減少したり、途絶えたりした時に、一定の条件のもと保険金や給付金を受け取れる保険ですので、
本問のアドバイスは適切です。

3. 適切

養老保険

保険期間を決めて加入し、一定期間内に死亡や高度障害になった場合には保険金が支払われ満期まで生存していた場合は、死亡保険金と同額の満期保険金が支払われます。

死亡保証と、満期まで生存していたときの保険金は退職金の原資を準備することができますので、本問のアドバイスは適切となります。

4. 適切

勤労者財形貯蓄積立保険(一般財形)

勤労者が財産形成を目的として貯蓄を行い、事業者及び国がそれを援助する制度です。死亡や高度障害状態のときは払込保険料累計額の5倍相当額の保険金が受け取れます。

本問のアドバイスは適切となります。

したがって正解は、1

問題 21

消費者物価指数に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費者物価指数のうち、「生鮮食品を除く総合指数」や「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」は、消費者物価の基調を把握するうえで有用である。
2. 国民年金や厚生年金保険の年金額は、物価変動率等に応じて毎年度改定を行う仕組みとされており、当該物価変動率には、消費者物価指数のうち、「総合指数」が用いられている。
3. 消費者物価指数のうち、「生鮮食品を除く総合指数」は、景気動向指数の一致系列に採用されている。
4. 消費者物価指数は、基準となる年の物価を100として算出されており、基準年は5年ごとに改定されている。

【答え】

1. 適切

消費者物価指数

消費者が購入する商品やサービスの価格変動を表す指数で、総務省が毎月発表しています。

- ・総合指数
- ・生鮮食品を除く総合指数
- ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

の3つが公表されます。

2. 適切

年金の給付額は、賃金や物価の変動などを基準として改定されます。人口の増減、年齢構成の変化や人口将来推計、**消費者物価指数のうち総合指数**の前年比などが用いられます。

3. 不適切

消費者物価指数「生鮮食品を除く総合指数」は、景気動向指数の**遅行系列**に採用されています。

4. 適切

消費者物価指数は、基準年の物価を 100 として、**5 年ごと**に改定されます。

したがって正解は、3

問題 22

銀行等の金融機関で取り扱う預金の一般的な商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を休眠預金等活用法という。

1. オプション取引などのデリバティブを組み込んだ仕組預金には、金融機関の判断によって満期日が繰り上がるものがある。
2. スーパー定期預金は、預入期間が3年以上の場合、単利型と半年複利型があるが、半年複利型を利用することができるのは法人に限られる。
3. 期日指定定期預金は、据置期間経過後から最長預入期日までの間で、金融機関が指定した日が満期日となる。
4. 2009年1月1日以降、取引がないまま5年が経過した預金等は、休眠預金等活用法に基づく「休眠預金等」に該当する。

【答え】

1. 適切

仕組預金は、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品で、金融機関の判断で満期日が繰り上げられたり、繰り下げられたりします。

2. 不適切

スーパー定期預金は、満期期間の定めがある預金です。

預入期間1ヶ月以上3年未満の場合は、単利型となり、

預入期間3年以上の場合は、単利型と半年複利型が選択できます。

預入期間を問わず、

複利型を利用できるのは、個人のみで、

単利型が利用できるのは、**法人**のみとなります。

3. 不適切

期日指定定期預金は、据置期間経過後から最長預入期日までの間で、**預金者**が指定した日が満期日となります。

4. 不適切

2009年1月1日以降、取引がないまま**10年**が経過した預金等は、休眠預金等に該当します。

したがって正解は、1

問題 23

株式投資信託の一般的な運用手法等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. マクロ的な環境要因等を基に国別組入比率や業種別組入比率などを決定し、その比率に応じて、個別銘柄を組み入れてポートフォリオを構築する手法を、ボトムアップ・アプローチという。
2. 割高な銘柄の買建てと割安な銘柄の売建てをそれぞれ同程度の金額で行い、市場全体の変動に左右されない収益の確保を目指す手法を、マーケット・ニュートラル運用という。
3. 企業の将来の売上高や利益の成長性が市場平均よりも高いと見込まれる銘柄を組み入れて運用するグロース運用は、PERやPBRが低い銘柄中心のポートフォリオとなる傾向がある。
4. 「ブル型」「ベア型」と呼ばれる特殊型の投資信託のうち、「ベア型」は、ベンチマークが下落すると基準価額が上昇するように設計されている。

【答え】

1. 不適切

ボトムアップ・アプローチ

個別企業の業績や財務指標の分析に基づき、投資対象銘柄の比較検討を行い、ポートフォリオを構築する手法です。

トップダウン・アプローチ

マクロ的な視点から経済動向等を分析し、どの国や地域に資産配分するかを決定します。それから業種を絞り、個別銘柄を選定する手法です。本問の説明はトップダウン・アプローチの説明となります。

2. 不適切

マーケット・ニュートラル運用は、買い建てする金額と同額の売り建てを行う手法です。

割安な銘柄を買い建て、割高な銘柄を売り立てる運用で、相場が上昇しても下落しても、利益を出そうとする手法です。

本問の説明は逆となります。

3. 不適切

グロース運用は、PERやPBRが高い銘柄が中心のポートフォリオとなる傾向があります。

PERやPBRが低い銘柄が中心のポートフォリオとなる傾向があるのはバリュー運用です。

4. 適切

ブル型は、牛が角を下から上に突き上げる仕草から、相場が上昇している時に利益が出る手法です。

ベア型は、熊が前足を振り下ろす仕草から、相場が下落している時に利益が出る手法です。

したがって正解は、4

問題 24

表面利率が0.5%、償還までの残存期間が10年の固定利付債券を額面100円当たり100円で購入し、購入から2年後に額面100円当たり96.3円で売却した場合の所有期間利回り(単利・年率)として、最も適切なものはどれか。なお、手数料、経過利子、税金等は考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。また、「▲」はマイナスを意味するものとする。

1. ▲1.40%
2. ▲1.35%
3. 0.04%
4. 1.00%

【答え】

所有期間利回り

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合の利回り

[計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.5\% + (96.3 \text{ 円} - 100 \text{ 円}) \div 2 \text{ 年}\} \div 100 \times 100 = -1.35$$

したがって正解は、2

問題 25

債券投資のリスクに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 債券の発行体の所在する国や地域における政治・経済状況の変化等により、債券価格が大きく変動したり、債券の元本や利子の支払不能等が生じたりするリスクを、一般に、カントリーリスクという。
2. 債券の価格変動リスクは、表面利率などの他の条件が同一であれば、一般に、残存期間が長いほど高くなる。
3. 債券の信用格付けにおいて、B(シングルビー)格相当以上の格付けが付された債券は、一般に、投資適格債と呼ばれ、信用リスクが低い債券とされる。
4. 外貨建て債券の為替変動リスクを回避または軽減する方法の一つとして、当該債券の購入時に、その償還日にあわせて為替予約を行う為替ヘッジが考えられる。

【答え】

1. 適切

カントリーリスク

投資対象となる国や地域の政治・経済の状況の変化によって、資産の価値が変動するリスクのこと。

2. 適切

残存期間が長い債券は、債券価格の変動が大きくなり、
残存期間が短い債券は、債券価格の変動が小さくなります。

3. 不適切

投資適格	AAA
	AA
	A
	BBB
投資不適格	BB
	B
	CCC
	CC
	C
	D

債券の格付けでは、BBB以上が投資適格債と呼ばれ、信用リスクが低い債券とされます。

4. 適切

為替予約とは、外貨建て資産の預入期間中に、満期日の受取外貨額を円貨に交換する際の為替レートをあらかじめ予約することです。
円高になった場合、為替差損が発生するリスクを為替予約により回避または軽減することができます。

したがって正解は、3

問題 26

下記＜X社のデータ＞に基づき算出される投資指標に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜X社のデータ＞

株価	9,000円
発行済株式数	25億株
時価総額	225,000億円
自己資本（＝純資産）	37,500億円
配当金総額	3,375億円
P E R	20.0倍

1. 1株当たり当期純利益は、500円である。
2. 株式益利回りは、0.6％である。
3. PBRは、5.0倍である。
4. 配当性向は、30.0％である。

【答え】

1. 不適切

$\text{PER(倍)} = \text{株価} \div 1\text{株あたり当期純利益}$

$1\text{株あたり当期純利益} = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

$20\text{倍} = 9,000\text{円} \div 1\text{株あたりの当期純利益}$

$20\text{倍} \times 1\text{株あたりの当期純利益} = 9,000\text{円}$

$1\text{株あたり当期純利益} = 9,000\text{円} \div 20\text{倍} = 450\text{円}$

2. 不適切

$\text{株式益利回り} = 1\text{株あたりの当期純利益} \div \text{株価}$

$\text{株式益利回り} = 1\text{株あたりの当期純利}450\text{円} \div 9,000\text{円} \times 100 = 5\%$

3. 不適切

$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div 1\text{株あたり純資産}$

$1\text{株あたり純資産} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$

$1\text{株あたり純資産} = 37,500\text{億円} \div 25\text{億株} = 1,500\text{円}$

$\text{PBR(倍)} = 9,000\text{円} \div 1,500\text{円} = 6\text{倍}$

4. 適切

$\text{配当性向} = \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100$

$\text{当期純利益} = 1\text{株あたりの当期純利益} 450\text{円} \times 25\text{億株} = 11,250\text{億円}$

$\text{配当性向} = 3,375\text{億円} \div 11,250\text{億} \times 100 = 30\%$

したがって正解は、4

問題 27

外貨建ての金融商品の一般的な特徴等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 外貨預金の払戻し時において、預金者が外貨を円貨に換える場合に適用される為替レートは、預入金融機関が提示する対顧客直物電信買相場(TTB)である。
2. 外貨預金は、その金額の多寡にかかわらず、預金保険制度による保護の対象とならない。
3. 為替予約を締結していない外貨定期預金を満期時に円貨で払い戻した結果生じた為替差益は、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 外貨建てMMFは、主に外国の格付けの高い公社債やコマーシャル・ペーパー(CP)などの短期金融商品を投資対象として運用される外貨建ての投資信託である。

【答え】

1. 適切

[為替レート]

TTS→円から外貨に換える

TTM→基準となる為替相場

TTB→外貨から円に換える

2. 適切

預金保険制度は、国内に本店のある金融機関(銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合など)は、預金保険制度への加入が義務づけられており、預け入れられた預貯金等は保護の対象となります。

外貨預金は保護の対象外です。

3. 不適切

為替予約を締結していない場合の為替差益は、雑所得として総合課税の対象です。

為替予約を締結している場合の為替差益は、雑所得として源泉分離課税の対象です。

4. 適切

外貨建てMMF

主に外国の優良企業が発行する短期金融商品(コマーシャル・ペーパー)や格付けの高い公社債等の投資対象とした外貨建ての投資信託です。

したがって正解は、3

問題 28

金融派生商品の一般的な特徴等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 取引の当事者間で、異なる種類の通貨について、元本を交換せずに金利のみを一定期間交換する取引を、クーポンスワップという。
2. 取引の当事者間で、同じ種類の通貨の異なる種類の金利を一定期間交換する取引を、金利スワップという。
3. 先物取引は、将来のあらかじめ定められた期日に、特定の商品(原資産)を現時点で取り決めた価格で売買することを約束する取引である。
4. オプション取引では、プット・オプションの買い手は、満期日において原資産の市場価格が権利行使価格よりも低い場合、通常、「権利行使価格で売る権利」を放棄することになる。

【答え】

1. 適切

クーポンスワップは、元本を交換せず、異なる通貨の金利のみを交換する取引

2. 適切

金利スワップは、同じ種類の通貨の異なる種類の金利を交換する取引

3. 適切

先物取引

将来あらかじめ決められた期日(満期日)に、現時点で取り決めた価格と数量を、売買することを約束する取引のこと。

4. 不適切

オプション取引において、

コール・オプションは、買うことができる権利

プット・オプションは、売ることができる権利のことです。

・市場価格が権利行使価格よりも低い場合は、市場価格で買い権利行使価格で売ることによって利益が出ます。

プット・オプションの買い手は、投資対象が権利行使価格を割り込んで下があれば利益となります。

例えば

「りんごを 800 円(権利行使価格)で売る権利」を持っているとします。

本問のように、市場価格が権利行使価格よりも低く、りんごが市場価格 500 円だとすると、市場価格 500 円でりんごを買い、権利行使価格 800 円で売った場合、300 円の利益が出ます。

・放棄する場合は、市場価格が権利行使価格よりも高くなり、行使すると損失が出る場合です。

したがって正解は、4

問題 29

下記＜資料＞に基づくファンドAとファンドBの過去5年間の運用パフォーマンスの比較評価に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

＜資料＞ファンドAとファンドBの過去5年間の運用パフォーマンス

ファンド名	実績収益率	実績収益率の標準偏差
ファンドA	4.0%	1.5%
ファンドB	10.0%	4.0%

ファンドの運用パフォーマンスに係る評価指標の一つとして、シャープレシオがある。無リスク金利を全期間にわたり1.0%とし、＜資料＞の数値により、ファンドAのシャープレシオの値を算出すると、(ア)となる。同様にファンドBのシャープレシオの値を算出したうえで、両ファンドの運用パフォーマンスを比較すると、過去5年間は(イ)の方が効率的な運用であったと判断される。

1. (ア)2.0 (イ)ファンドA
2. (ア)2.0 (イ)ファンドB
3. (ア)2.5 (イ)ファンドA
4. (ア)2.5 (イ)ファンドB

【答え】

ア.

シャープレシオとは、主に投資信託に使われ運用成績を測るためのリスクに対するリターンの大きさを示す指標。

過去の一定期間にポートフォリオがどれだけ安定して利益を上げたかを示すもので、数値が大きいほど低いリスクで大きなリターンを得たことになり、投資効率(パフォーマンス)がよいとされる。

[計算方法]

(ポートフォリオの収益率(リターン)－無リスク資産利子率) ÷ ポートフォリオの標準偏差

ファンドAのシャープレシオ $= (4\% - 1\%) \div 1.5\% = 2.0$

イ.

ファンドBのシャープレシオ $= (10\% - 1\%) \div 4\% = 2.25$

ファンド B の方が、数値が高く、効率よく運用されていると判断できます。

したがって正解は、2

問題 30

金融商品の取引等に係る各種法令に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 消費者契約法において、消費者が事業者の一定の行為により誤認または困惑し、それによって消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示をしたときは、消費者はこれを取り消すことができるとされている。
2. 消費者契約法において、契約の解除に伴って消費者が支払う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める消費者契約の条項は、すべて無効になるとされている。
3. 金融商品取引法において、株式の信用取引を行うに当たっては、新規建時の委託保証金率が30%以上必要とされ、かつ、最低委託保証金は100万円とされている。
4. 金融商品取引法において、投資助言業務を行う金融商品取引業者等は、原則として、その助言を受けた取引により生じた顧客の損失を補てんし、またはその助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対して財産上の利益を提供することができるとされている。

【答え】

1. 適切

消費者契約法

消費者と事業者と契約するとき、両者の間には情報の格差がある、その状況を踏まえて消費者の利益を守るための法律です。

事業者の不当な勧誘によって、消費者が誤認・困惑して契約した場合、消費者は契約を取り消すことが可能です。

2. 不適切

消費者契約法では、契約の解除に伴い消費者が支払う損害賠償額は事業者が生ずべき平均的な損害額を超える部分が無効となります。

本問では、「すべてが無効になる」と説明されているため、不適切となります。

3. 不適切

金融商品取引法では、株式の信用取引を行う際、新規建時の委託保証金率が30%以上必要とされ、かつ、最低委託保証金は30万円以上が必要と定められています。

4. 不適切

金融商品取引法では、金融取引業者が顧客の損失を補填したり、特別な利益を提供することは禁止されています。

したがって正解は、1

問題 31

所得税の基本的な仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得税では、納税者本人が所得の金額とこれに対応する税額を計算し、申告・納付する申告納税方式が採用されている。
2. 所得税では、課税対象となる所得を10種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
3. 所得税において、居住者は、国内で生じた所得についてのみ所得税の納税義務が生じ、国外で生じた所得について所得税の納税義務が生じることはない。
4. 所得税額の計算において課税総所得金額に乘じる税率には、課税総所得金額が大きくなるにつれて段階的に税率が高くなる超過累進税率が採用されており、その最高税率は45%である。

【答え】

1. 適切

・申告納税方式とは、納税者が税額を計算して申告する方式(所得税・法人税・相続税など)

・賦課課税方式とは、国や地方公共団体が税額を計算して納税者に通知する方式(住民税・固定資産税など)

所得税は、申告納税方式となります。

2. 適切

本問の通り、
所得税は、10種類に区分され、所得の種類ごとに定められた計算が行われます。

①利子所得 ②配当所得 ③不動産所得 ④事業所得⑤給与所得
⑥退職所得 ⑦譲渡所得 ⑧山林所得 ⑨一時所得 ⑩雑所得

3. 不適切

		国内源泉所得	国外源泉所得
居住者	非永住者以外の居住者	○	○
	非永住者	○	▲ (国外源泉所得以外の所得および国外源泉所得で日本国内において支払われ、また国外から送金されたもの)
非居住者		○	-

居住者は、国外で生じた所得についても所得税の納税義務が生じます。

4. 適切

超過累進税率は、課税対象の所得が一定の金額以上となった場合に、超過した部分にのみ高い税率で課税方式のことで、所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除き、5%から最高税率45%の7段階に区分されています。

したがって正解は、3

問題 32

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 賃貸している土地を売却したことによる所得は、譲渡所得に該当する。
2. 不動産の貸付けを事業的規模で行ったことにより生じた賃料収入に係る所得は、不動産所得に該当する。
3. 借家人が賃貸借の目的とされている居宅の立退きに際して受け取る立退き料(借家権の消滅の対価の額に相当する部分の金額を除く)は、原則として一時所得に該当する。
4. 個人事業主が事業資金で購入した株式について配当金を受け取ったことによる所得は、一時所得に該当する。

【答え】

1. 適切

譲渡所得とは、**土地、建物**、株式等、ゴルフ会員権などの資産を売却することによって生じる所得のことを言います。

2. 適切

不動産所得とは、事業的規模で、土地やアパート、マンションの貸付けによって得た所得のことを言います。

3. 適切

立退料の性格は、3つに区分されます。

- ① 資産の消滅の対価保証としての性格のもの
- ② 収入金額または必要経費の補填としての性格のもの
- ③ その他の性格のもの

上記の①および②に該当する部分を除いた金額は、**一時所得の収入金額**となります。

4. 不適切

個人が株式の配当を受け取った場合は、**配当所得**として課税されます。

したがって正解は、4

問題 33

所得税における各種所得の金額の計算上生じた次の損失の金額のうち、給与所得の金額と損益通算することができるものはどれか。

1. 物品販売業による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
2. 上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
3. 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地の取得に要した負債の利子の額に相当する部分の金額
4. 公的年金等以外の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額

【答え】

[損益通算]

所得税額を計算する際に、**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[損益通算の対象とならないもの]

●不動産所得

- ・**土地取得のための借入金の利子**(建物はOK)

●譲渡所得

- ・生活に通常必要でない資産の譲渡によって生じた損失(別荘・クルーザー・30万円を超える貴金属等・ゴルフの会員権)
- ・土地・建物等の譲渡損失(ただし自分の住む家など、特定の居住用財産の譲渡損失は損益通算できる特例がある)
- ・**株式等の譲渡損失**(上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能)

1. 適切

事業所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算の**対象**です。

2. 不適切

上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算の**対象外**です。

3. 不適切

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地取得のための借入金の利子は損益通算の**対象外**です。

4. 不適切

雑所得は、損益通算の**対象外**です。

したがって正解は、1

問題 34

所得税における各種所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 納税者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用を受けることはできない。
2. 納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることはできない。
3. 納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、医療費控除の適用を受けることはできない。
4. 納税者の合計所得金額が500万円を超える場合、寡婦控除の適用を受けることはできない。

【答え】

1. 適切

所得税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	— 基礎控除額 0 円

合計所得金額が2,500万円超の場合は、所得税の基礎控除はありません。

2. 適切

配偶者控除は、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用されます。

3. 不適切

医療費控除は、納税者および家族の所得の多寡にかかわらず適用されます。

4. 適切

寡婦控除やひとり親控除は、納税者本人の合計所得金額が500万円以下の場合に適用されます。

したがって正解は、3

問題 35

所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、2023年10月に住宅ローンを利用して住宅を取得したものとする。

1. 住宅ローン控除の適用を受けるためには、原則として、その対象となる家屋を取得等した日から6ヵ月以内に自己の居住の用に供さなければならない。
2. 住宅ローン控除の対象となる家屋は、床面積の2分の1以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用に供されるものに限られる。
3. 住宅ローン控除の対象となる借入金は、契約による償還期間が10年以上のものに限られる。
4. 住宅ローン控除は、納税者が給与所得者である場合、住宅を取得して居住の用に供した年分から年末調整により適用を受けることができる。

【答え】

住宅ローン控除の適用条件(すべて満たす必要があります)
・償還期間が 10 年以上 の住宅ローンであること
・住宅の床面積が 50 m² 以上(一定条件の場合 40 m ² 以上)で、そのうち 1/2 が居住用に供されていること。
・控除の適用を受ける年の合計所得が 2,000 万円以下 であること。 (2023 年までに建築確認を受けた新築住宅の場合は 40 m ² 以上 50 m ² 未満の場合、合計所得金額が 1,000 万円以下)
・取得日から 6 か月以内 に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの5年間に以下の適用を受けていないこと 「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」 「居住用財産の軽減税率の特例」 「特定の居住用財産の買換え特例」

1. 適切

本問の通り、住宅ローン控除の適用条件は、
取得日から**6か月以内**に住み始め、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していることです。

2. 適切

本問の通り、住宅ローン控除の適用条件は、
住宅の床面積が50m²以上(一定条件の場合40m²以上)で、そのうち**1/2**が居住用に供されていることです。

3. 適切

本問の通り、住宅ローン控除の適用条件は、
償還期間が**10年以上**の住宅ローンであることです。

4. 不適切

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は **1 年目分**の**確定申告**が必要です。2 年目以降は**年末調整**で控除できます。

したがって正解は、4

問題 36

法人税の仕組みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人を設立した場合、設立の日以後1ヵ月以内に、一定の書類を添付した法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2. 法人は、法人税の納税地に異動があった場合、原則として、異動届出書を異動前の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 法人税の確定申告書は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から1ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
4. 期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人に対する法人税の税率は、所得金額のうち年1,000万円以下の部分について軽減税率が適用される。

【答え】

1. 不適切

法人設立届出書の提出期限は、法人設立後2ヶ月以内です。

2. 適切

法人税の納税地の異動があった場合、異動前の納税地の所管税務署長に届出を行います。

3. 不適切

法人税の確定申告書は、原則、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に納税地の所管税務署長に提出しなければなりません。

4. 不適切

法人税の税率は、資本金 1 億円以下の場合、

- ・1 年あたり課税金額 800 万円以下の部分は、15%の軽減税率が適用されます。

- ・1 年あたり課税金額 800 万円超の部分は、23.2%となります。

したがって正解は、2

問題 37

法人税の損金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人が役員に支給する定期同額給与の額を損金の額に算入するためには、所定の時期に確定額を支給する旨の定めの内容に関する届出書を、あらかじめ納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2. 法人が納付した法人税の本税および法人住民税の本税の額は、損金の額に算入することができない。
3. 法人が納付した法人事業税の本税の額は、原則として、その法人事業税に係る納税申告書を提出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。
4. 法人が国または地方公共団体に対して支払った寄附金は、原則として、その全額を損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

法人税上では、「定期同額給付」「事前確定届出給付」「業績連動給付」の3種類は、役員給与として、損金算入できます。
あらかじめ税務署長へ届出が必要なのは、**事前確定届出給付のみ**です。

2. 適切

損益算入できるもの	損益算入できない
・ 法人事業税 ・ 固定資産税 ・ 消費税 ・ 登録免許税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税 ・ 印紙税 ・ 都市計画税 ・ 寄付金など	・ 法人税 ・ 法人住民税 ・ 加算税 ・ 延滞税 ・ 罰金など

法人税の本税、法人住民税は、**損金算入できません**。

3. 適切

法人事業税は、損金算入できます。

4. 適切

法人が支払った寄付金は損金算入できます。

したがって正解は、1

問題 38

消費税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費税の課税事業者が行う土地の譲渡は、消費税の非課税取引に該当する。
2. 個人事業者における特定期間とは、その年の前年7月1日から12月31日までの期間をいう。
3. 特定期間における給与等支払額の合計額および課税売上高がいずれも1,000万円を超える法人は、消費税の免税事業者となることができない。
4. 消費税の課税事業者である個人事業者は、原則として、消費税の確定申告書とその年の翌年3月31日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 適切

課税取引	・ 国内取引 ・ 資産の譲渡、貸付、役務の提供、サービス等の取引 ・ 事業者が事業として行う取引 ・ 対価を得て行う取引
非課税取引 (取引内容は消費税の課税対象だが、社会的配慮等により課税しないもの)	・ 土地の譲渡、貸付（1か月未満の貸付け等を除く） ・ 国債や株式等の譲渡 ・ 住宅の貸付け（1か月未満の貸付けを除く） ・ 商品券、切手、印紙などの譲渡 ・ 利子を対価とする金銭の貸付け ・ 行政手数料
不課税取引 (消費税の課税対象の要件を満たさないもの)	・ 配当金 ・ 寄付金 ・ 祝い金 ・ 保険金など

土地の譲渡・貸付は、消費税の非課税取引に該当します。

2. 不適切

個人事業者の特定期間は、**前年の1月1日から6月30日**です。

法人の特定期間は、前事業年度の前半6ヶ月間です。

3. 適切

特定期間の課税売上高が1,000万円超で、かつ給与支払高が1,000万円超の場合は、免税事業者の対象とはなりません。

4. 適切

消費税の確定申告納付期限は、

個人の場合：課税期間の**翌年1月1日から3月31日まで**

法人の場合：課税期間(事業年度)終了の日の翌日から2ヶ月以内

したがって正解は、2

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃貸料相当額が、その役員の雑所得の収入金額に算入される。
2. 会社が役員からの借入金について債務免除を受けた場合、その債務免除を受けた金額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
3. 会社が役員に対して無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
4. 会社が株主総会の決議を経て役員に対して退職金を支給した場合、その退職金の額は、不相当に高額な部分の金額など一定のものを除き、その会社の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

会社が所有する社宅に役員が無償で居住している場合
本来負担すべき住居費を会社が負担していることになり、役員は法人から経済的利益を得ていることになりますので、通常の賃貸料相当額が、**給与所得**として収入金額に算入されます。

2. 適切

会社が役員からの借入金について債務免除を受けた場合
会社は、役員からの貸付を債務控除により帳消ししているため、実質、会社は役員から利益を得たことになるため、債務控除額が**益金の額に算入**されます。

3. 適切

会社が役員に対して無利息で金銭の貸付けを行った場合
会社は無償で役務の提供をしていることになるため、通常収受すべき利息に相当する金額が、**益金の額に算入**されます。

4. 適切

役員退職金は、社会通念上、適正な額であれば**損金算入**できます。

したがって正解は、1

問題 40

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、適格請求書発行事業者の登録申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2. 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、簡易課税制度の適用を受けることができない。
3. 適格請求書発行事業者の登録番号は、適格請求書に必要とされる記載事項の一つである。
4. 適格請求書として必要とされる事項が記載された書類は、納品書や領収書等の名称で発行されたものであっても適格請求書に該当する。

【答え】

適格請求書(インボイス)

インボイス制度により、適格請求書(インボイス)と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやり取りを通じて、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除ができるようになる制度です。

消費税の仕入税額控除とは、課税事業者が納税すべき消費税を計算する際に、売上にかかった消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて計算することにより、消費税の二重課税を解消します。

1. 適切

「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

2. 不適切

簡易課税制度とは、課税売上高が5,000万円以下の届け出を行った事業者に対し、簡易化された仕入れ控除税額の計算を認める制度です。

適格請求書発行事業者も簡易課税制度の適用を受けることは可能です。

3. 適切

適格請求書は、登録番号が記載されていることが必要です。

[適格請求書の記載項目]

1. 発行事業者の氏名または名称および登録番号
- 2 取引年月日
- 3.取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 4.税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- 5.税率ごとに区分した消費税額等
- 6.書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

4. 適切

納品書や領収書等の名称で発行されたものであっても適格請求書に該当します。

したがって正解は、2

問題 41

不動産鑑定評価基準における不動産の価格を求める鑑定評価の手法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 収益還元法のうち直接還元法は、連続する複数の期間に発生する純収益および復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計する手法である。
2. 収益還元法は、対象不動産が自用の不動産であっても、賃貸を想定することにより適用することができる手法である。
3. 原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の価格を求める手法である。
4. 取引事例比較法は、市場において発生した取引事例を価格判定の基礎とする手法であり、その適用に当たっては多数の取引事例を収集する必要がある。

【答え】

原価法	不動産の再調達原価をもとに対象不動産の資産価格を求める方法で、価格時点において、新しく建築または造成を行って再調達する場合の原価を求め、これに減価修正を行って資産価格を求めます。	
取引事例比較法	状況などが類似する不動産が売買された取引事例を参考に、対象不動産の資産価格を求めます。	
収益還元法	対象不動産が将来生み出すであろうと予測される純収益の現在価値の割り引いて、対象不動産の収益価格を求めます。	
	直接還元法	DCF法に比べて簡易的に不動産価格を算出することができるため、よく利用されている算出方法で、通常1年間の純利益を還元利回りで割る計算方法です。
	DCF法	将来生み出すであろう純収益を割引現在価値に直すことで株式や不動産、事業の価値を算出する方法です。

1. 不適切

不動産の鑑定評価基準は不動産の、費用性(原価法)・市場性(取引事例比較法)・収益性(収益還元法)の3つの観点から評価します。

直接還元法は、通常1年間の純利益を還元利回りで割る計算方法です。本問の説明は、DCF法の説明となるため、不適切です

DCF法は、将来生み出すであろう純収益を割引現在価値に直すことで価値を算出する方法です。

2. 適切

収益還元法は、対象不動産が将来生み出すであろう予想される純収益の現在価値に割り引いて、収益価格を求める方法です。

3. 適切

原価法は、不動産の再調達原価をもとに対象不動産の資産価値を求める手法で、価格時点において再調達する場合の原価を求め、減価修正を行い資産価値を求めます。

4. 適切

取引事例比較法は、状況などが類似する不動産が売買された取引事例を参考に、対象不動産の資産価値を求めます。

したがって正解は、1

問題 42

不動産売買の契約に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 売買契約の締結後、買主の責めに帰すことのできない事由により、当該契約の目的物の引渡債務の全部が履行不能となった場合、買主は、履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
2. 売主が種類または品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、売主が引渡しの際にその不適合を知っていたとしても、買主は、その不適合を理由として契約の解除をすることができない。
3. 売買の目的物である建物が、その売買契約の締結から当該建物の引渡しまでの間に、地震により全壊した場合、買主は、売主に対して建物代金の支払いを拒むことができる。
4. 買主が売主に解約手付を交付した場合、売主は、買主が契約の履行に着手する前であれば、受領した手付の倍額を買主に対して現実に提供することにより、契約の解除をすることができる。

【答え】

1. 適切

履行不能

契約時には履行可能だったものが、債務者の故意または過失により、不可能となったこと。買主に債務の履行不能が生じた場合、催告せずに**直ちに**契約解除できます。

2. 不適切

不動産取引の契約不適合責任

売買契約や請負契約の履行において、売主や請負人が買主に引き渡した目的物が、その種類・品質・数量にかかわらず「**契約内容に適合しない**」と判断された場合、売主や請負人は買主に対して負う責任のことです。買主はその不適合を知った時から**1年以内**にその旨を売主に通知しなければなりません。

[本問の場合]

「売主が引渡しの際にその不適合を知っていた」場合は、1年以内に通知していなくても契約不適合責任を追及することができます。

3. 適切

危険負担

売買契約の締結後に、契約に関わる双方どちらに損失を負担するかという問題のことを危険負担といいます。

売買契約から建物の引き渡しの間に、売主・買主どちらにも過失なく火災や地震、水害などによって滅失してしまい、引き渡しができなくなった場合、**買主は特約なしで建物の代金を拒絶することが可能**です。

4. 適切

[解約手付]

買主側から 解除する場合	買主は手付金を 放棄 することで、 契約を解除することができます。
売主側から 解除する場合	売主は手付金の 2倍の金額を渡す ことで、 契約を解除することができます。

したがって正解は、2

問題 43

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第22条の借地権を一般定期借地権といい、第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。また、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 普通借地権の存続期間は30年とされており、契約でこれより長い期間を定めることはできない。
2. 普通借地権の存続期間が満了する場合において、借地権者が契約の更新を請求し、借地権設定者が遅滞なく異議を述べなかったときは、借地上に建物があるかどうかにかかわらず、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされる。
3. 事業の用に供する建物の所有を目的として、一般定期借地権を設定することはできない。
4. 一般定期借地権において、契約の更新および建物の築造による存続期間の延長がなく、建物等の買取りの請求をしないこととする旨を定める特約は、公正証書による等書面(電磁的記録による場合を含む)によってしなければならない。

【答え】

1. 不適切

	普通借地権
契約の存続期間	30年以上 ・30年未満で定めた場合→30年 ・期間を定めなかった場合→30年
更新	・最初の更新 20年以上 ・2回目以降 10年以上
利用目的	制限なし
契約方法	制限なし（書面でなくてもOK）

普通借地権の存続期間は、30年以上です。

2. 不適切

・普通借地権の存続期間満了に伴い、借地権者(借主)が借地権設定者(地主)に契約の更新を請求したときは、その土地の上に**建物がある場合に限り**、契約を更新したものとみなされます。

3. 不適切

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付 借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間 終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

一般定期借地権では、**利用目的の制限はありません**ので、事業用でも設定することは可能です。

4. 適切

事業用定期借地権の契約方法は、公正証書に限りませんが、一般定期借地権は、**書面(公正証書も加納)**であれば**可能**です。

したがって正解は、4

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、借地借家法第38条における定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。また、特約については考慮しないものとする。

1. 普通借家契約において、存続期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなされる。
2. 普通借家契約において、建物の賃貸人による建物の賃貸借の解約の申入れは、賃貸人および賃借人が建物の使用を必要とする事情や建物の利用状況などを考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければすることができない。
3. 定期借家契約は、建物の賃借人が建物の全部または一部を事業の用に供することを目的とする場合、公正証書によってしなければならない。
4. 定期借家契約は、契約の更新がなく、期間の満了により建物の賃貸借が終了するが、契約の当事者間における合意があれば、定期借家契約を再契約することができる。

【答え】

	普通借家契約	定期借家契約
契約の締結	制限なし (口頭・書面どちらも契約可能)	書面で契約 (公正証書でなくても可能)
契約の存続期間	1年以上。 1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされる。	契約で定めた期間。 1年未満の契約でも契約期間と認められる。
更新	自動更新	更新されず終了 ※貸主の正当事由は不要
解約の条件	期間終了によって契約も終了。借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。	契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければならない。もし通知をしなければ契約終了を借主に対抗できない。

1. 適切

普通借家契約は、1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされます。

2. 適切

普通借家契約は、借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、**貸主に正当な事由がない限りできません**。

3. 不適切

定期借家契約は、書面によって行いますが、必ずしも公正証書でなくても構いません。公正証書で行うのは、事業用定期借地権です。

4. 適切

定期借家契約は、更新されず終了します。
当事者間で合意があれば**再契約は可能**です。

したがって正解は、3

問題 45

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 敷地の前面道路の幅員が12m未満である建築物の容積率は、原則として、「都市計画で定められた容積率」と「前面道路の幅員に一定の数値を乗じて得たもの」とのいずれか高い方が上限となる。
2. 建築基準法第42条第2項により道路境界線とみなされる線と道路との間の敷地部分(セットバック部分)は、建蔽率を算定する際の敷地面積に算入することはできないが、容積率を算定する際の敷地面積に算入することはできる。
3. 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の5分の1を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない。
4. 共同住宅の共用の廊下または階段の用に供する部分の床面積は、原則として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない。

【答え】

1. 不適切

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は指定容積率となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、**小さい方**が限度となります。

2. 不適切

セットバック(全面道路から後退させること)した部分は建物を建てられないので、建ぺい率や容積率を計算する際の敷地面積には算入できません。

3. 不適切

[地階部分の不算入]

地盤面からの高さ1m以下に天井が設けられたものについて、建築物の床面積の合計の**3分の1**までは、容積率の計算のもととなる延床面積に算入されない。

4. 適切

[容積率の不算入措置]

廊下、階段、エントランスホール、バルコニー・エレベーターホール・エレベーターのシャフト(昇降路)は、屋内に設置されても容積率に算入**対象外**です。

したがって正解は、4

問題 46

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 区分所有者が建物および建物の所在する土地と一体として管理または使用する庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地とすることができる。
2. 区分所有者は、敷地利用権が数人で有する所有権である場合、規約に別段の定めがない限り、敷地利用権を専有部分と分離して処分することができる。
3. 区分所有建物ならびにその敷地および附属施設の管理を行うための区分所有者の団体(管理組合)は、区分所有者全員で構成される。
4. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議によって管理者を選任し、または解任することができる。

【答え】

1. 適切

法定敷地は、区分所有建物が必ず必要とする敷地です。

規約敷地は、管理規約で定めた敷地のことで、敷地でない庭園、通路、駐車場など建物の敷地と一体的に利用される土地は、規約により建物の敷地とすることができます。

2. 不適切

区分所有権と敷地利用権は原則、分離することはできません。
また、専有部分と共用部分の持分を分離して処理することもできません。
これを分離処分の禁止といいます。

3. 適切

区分所有者は、自動的に全員が管理組合の構成員になります。

4. 適切

本問の通り、
区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議によって管理者を選任し、または解任することができます。

したがって正解は、2

問題 47

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 住宅用地に係る固定資産税の課税標準については、小規模住宅用地(住宅1戸当たり200㎡以下の部分)について、課税標準となるべき価格の3分の1相当額とする特例がある。
2. 固定資産税の課税対象となる土地に借地権が設定されている場合、借地権者は当該土地の借地権割合に応じて固定資産税の納税義務を負う。
3. 都市計画税の税率は、制限税率である0.3%を超えることができない。
4. 都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として、市街化調整区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して課される。

【答え】

1. 不適切

[住宅用地に係る固定資産税]

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準× $\frac{1}{6}$ ×税率1.4%
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準× $\frac{1}{3}$ ×税率1.4%

小規模住宅用地(200㎡以下の部分)については、課税標準となるべき価格の $\frac{1}{6}$ 相当額とする特例があります。

2. 不適切

固定資産税は、借地権設定者である土地の所収者(地主)が負担します。

借地権者は土地を借りている人ですので、固定資産税の納税義務はありません。

3. 適切

本問の通り、
都市計画税の税率は各地方自治体の条例で定められるが、制限税率の上限は0.3%です。

4. 不適切

市街化区域は、10年以内に市街化を図る区域ですが、
市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となります。
都市計画税は、市街化調整区域および非線引きの区域内に所在する土地および家屋の所有者に対しては、課税されません。

したがって正解は、3

問題 48

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除(以下「3,000万円特別控除」という)および居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(以下「軽減税率の特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 3,000万円特別控除は、居住用財産を配偶者に譲渡した場合には適用を受けることができない。
2. 3,000万円特別控除は、居住用財産を居住の用に供さなくなった日から6ヵ月を経過する日までに譲渡しなければ、適用を受けることができない。
3. 軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日において10年を超えていなければ、適用を受けることができない。
4. 3,000万円特別控除と軽減税率の特例は、重複して適用を受けることができる。

【答え】

1. 適切

居住用財産の3,000万円の特別控除	居住用財産を譲渡(売却)して利益が出た場合、譲渡所得の金額から最高3,000万円の控除を受けることができます。 ※夫婦で土地、建物を共有している場合、それぞれ3,000万円の特別控除が適用され最高6,000万円の控除ができます。
計算式	課税譲渡所得=譲渡益-3,000万円(特別控除)
主な適用要件	• 自己の居住用財産の譲渡であること • 譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できない。 • 居住しなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡していること • 前年、前々年にこの特例を受けていないこと • 前年、前々年に「特定の居住用財産の買替え特例」「譲渡損失の繰越控除の特例」を受けていないこと(3年に1回可能)
備考	• 居住用財産の所有期間は問われません。 • 短期譲渡・長期譲渡ともに適用されます。 • 「居住用財産の3,000万円の特別控除」と「居住用財産の軽減税率の特例」は併用可能。 • 譲渡所得が0円の場合も確定申告が必要。

親族や同族会社などに譲渡することはできません。

2. 不適切

居住用財産の3,000万円の特別控除の適用要件は、居住しなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡していることです。

3. 適切

居住用財産の軽減税率の特例	要件を満たしている場合に、居住用財産の3,000万円の特別控除を受けた後で、軽減税率の特例を受けることができます。
要件	• 譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が10年を超えていること • 居住用財産の3,000万円の特別控除と同じ適用要件を満たしていること。

居住用財産の軽減税率の特例の適用要件は、譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が10年を超えていることです。

4. 適切

居住用財産の3,000万円の特別控除と居住用財産の3,000万円の特別控除は重複可能です。

したがって正解は、2

問題 49

不動産の有効活用の手法の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 等価交換方式では、等価交換の対象とされるのは土地の所有権に限られ、借地権は対象とならない。
2. 建設協力金方式は、土地所有者が、建設する建物を貸し付ける予定のテナントから、建設費相当額の全部または一部を借り受けて建物を建設する方式である。
3. 定期借地権方式では、土地所有者は土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができ、当該土地上に建設される建物の建設資金を負担する必要はない。
4. 事業受託方式は、土地の有効活用の企画、建設会社の選定や当該土地上に建設された建物の管理・運営等をデベロッパーに任せ、建設資金の調達や返済は土地所有者が行う方式である。

【答え】

1. 不適切

等価交換方式

所有者が土地を譲渡し、デベロッパーが建物を建設し(デベロッパーが建設資金を負担)、土地と完成後の建物の所有権を、お互いの資金提供割合に応じて分ける方法です。

借地権も対象となります。

2. 適切

建設協力金方式

建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方法。建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取る方法です。

3. 適切

定期借地権方式

土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式です。

4. 適切

事業受託方式

デベロッパーと呼ばれる不動産開発者に、計画や工事、管理を受託する方式で、資金調達は土地の所有者が行います。

したがって正解は、1

問題 50

不動産の投資判断手法等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. NOI利回り(純利回り)は、対象不動産から得られる年間の純収益を総投資額で除して算出される利回りであり、不動産の収益性を測る指標である。
2. NPV法(正味現在価値法)による投資判断においては、対象不動産から得られる収益の現在価値の合計額が投資額を下回っている場合、その投資は有利であると判定することができる。
3. DSCR(借入金償還余裕率)は、対象不動産から得られる収益による借入金の返済余裕度を評価する指標であり、対象不動産に係る当該指標の数値が1.0を下回っている場合は、対象不動産から得られる収益だけで借入金を返済することができる。
4. DCF法は、対象不動産の一期間の純収益を還元利回りで還元して対象不動産の価格を求める手法である。

【答え】

1. 適切

NOI利回りは、諸経費を考慮して計算するので、表面利回り(単純利回り)と比べて、正確性は高くなります。

NOI利回り=純利益(年間賃料収入-諸経費)÷総投下額×100

2. 不適切

NPV法(正味現在価値法)は、投資不動産から得られる収益の現在価値の合計額が投資額の現在価値の合計額を上回っているかどうかで投資の収益性を判断する方法で、資産が将来生み出す収益の現在価値を投資額よりも上回っている場合に、その投資は有利であると判定できます。

3. 不適切

DSCR(借入金償還余裕率)は、元利金返済カバー率のことで、借入金の返済余裕度を見る指標です。

DSCRは1.0を上回っている場合、対象不動産から得られる収益だけで借入金を返済できると判断されます。

4. 不適切

DCF法とは、将来獲得できるキャッシュフローを割引現在価値に直すことで株式や不動産、事業の価値を算出する方法です。

本問の説明は、「直接還元法」の説明となりますので、不適切です。

※直接還元法とは、DCF法に比べて簡易的に不動産価格を算出することができるため、よく利用されている算出法で、1年間の純利益を還元利回りで割る計算方法です。

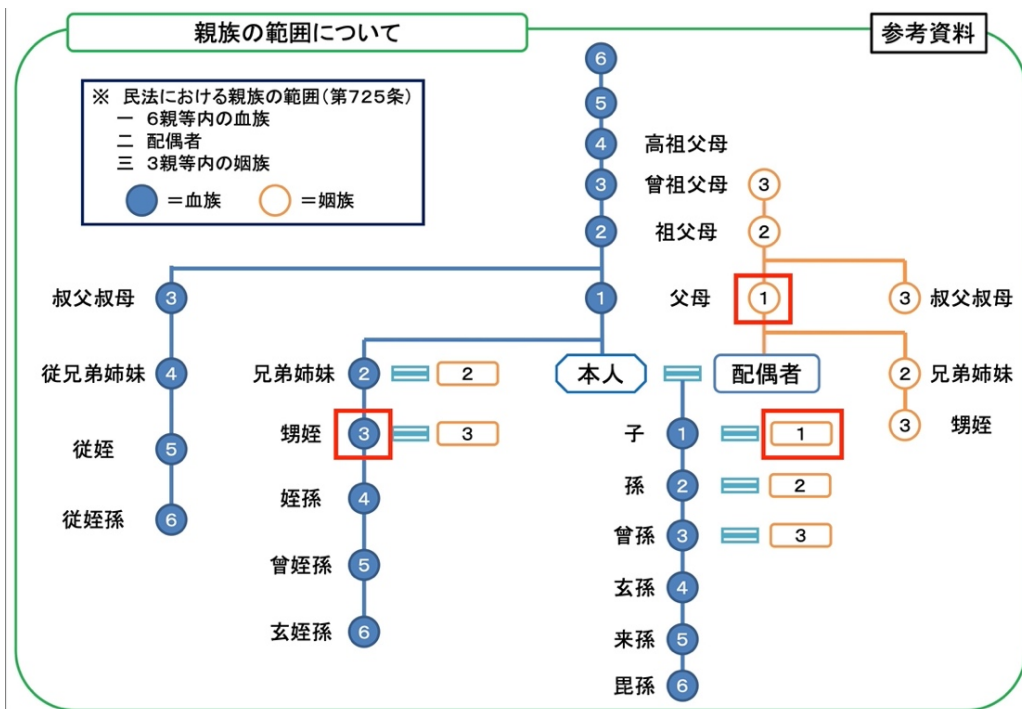
したがって正解は、1

問題 51

親族等に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 親族の範囲は、3親等内の血族、配偶者、6親等内の姻族である。
2. 兄弟姉妹の子(甥や姪)は、3親等の血族である。
3. 配偶者の父母は、2親等の姻族である。
4. 子の配偶者は、2親等の姻族である。

【答え】



出典:厚生労働省「6親等内の血族」

1. 不適切

民法上の親族の範囲は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族とされています。

2. 適切

本問の通り、
 兄弟姉妹の子(甥・姪)は、3親等の血族です。

3. 不適切

配偶者の父母は、1親等の姻族です。

4. 不適切

子の配偶者は、1親等の姻族です。

したがって正解は、2

問題 52

相続時精算課税制度(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 本制度の適用を受けた贈与財産に係る贈与税額の計算上、適用される税率は、一律25%である。
2. 本制度において、贈与者および受贈者の年齢が適用要件を満たすかどうかは、贈与があった年の1月1日現在の年齢で判定する。
3. 本制度の適用を受けることを選択した場合、その選択をした年分以後、その選択に係る贈与者から贈与により取得した財産については、暦年課税に変更することができない。
4. 本制度の選択に係る贈与者が死亡した場合における相続税額の計算上、相続税額からすでに納めた本制度に係る贈与税相当額を控除してもなお控除しきれない金額は、相続税の申告により還付を受けることができる。

【答え】

1. 不適切

相続時精算課税制度は、生前贈与を受けるときに、贈与時に贈与税を支払い、将来相続時に生前受けた贈与財産と相続財産を計算し、贈与税を相続税から控除し、精算することで、贈与税・相続税を納税することができる制度です。

受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。

2,500万円の非課税枠を超える部分は贈与税率**20%**の一律となります。

2. 適切

適用対象者	贈与者	贈与した年の1月1日において 60歳以上 の父母または祖父母、
	受贈者	贈与を受けた年の1月1日において 18歳以上 の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人または孫。

3. 適切

相続時精算課税制度を選択した場合、その者からの贈与について暦年課税制度の基礎控除を併せて**適用することはできません**。

4. 適切

相続時精算課税制度によって納付した贈与税は、相続税の仮払いですので、贈与者の相続時に精算します。

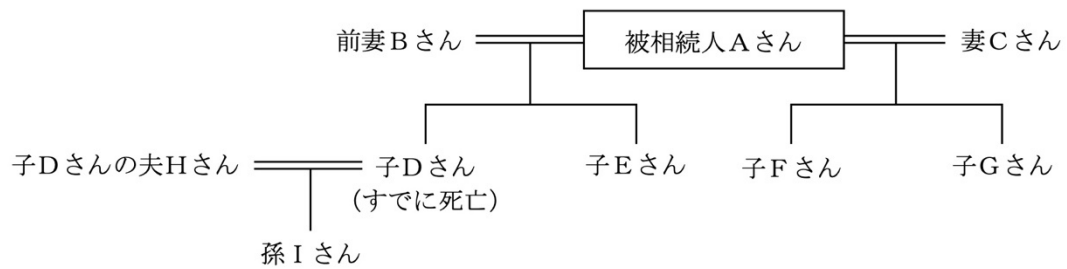
納めた贈与税額があり、贈与税相当額を控除でき、贈与税相当の控除しきれない金額がある場合は、**税額の還付を受けることができます**。

したがって正解は、1

問題 53

下記＜親族関係図＞において、Aさんの相続が開始した場合の法定相続人として、最も適切なものはどれか。なお、子Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡しており、相続の放棄をした者はいないものとする。

＜親族関係図＞



1. 妻Cさん、子Fさん、子Gさんの計3名
2. 妻Cさん、子Eさん、子Fさん、子Gさんの計4名
3. 妻Cさん、子Eさん、子Fさん、子Gさん、孫Iさんの計5名
4. 妻Cさん、子Eさん、子Fさん、子Gさん、子Dさんの夫Hさん、孫Iさんの計6名

【答え】

[法定相続人]

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、 父母がいない場合は 祖父母へと引き継ぐ
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

被相続人の前妻の子も含みます。

[代襲相続人]

相続人となる人が相続開始時に亡くなっていた場合、または欠格・廃除になっている場合はその人に直系卑属(自分より後の世代→本人の子、孫等)がいれば、その子が代わって相続人となることができます。

『本問の場合』

妻Cさん、子Eさん、子Fさん、子Gさん、孫Iさんの計5名となります。

したがって正解は、3

問題 54

代償分割に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 代償分割は、現物分割を困難とする事由がある場合に、共同相続人の全員が家庭裁判所に申し立て、その審判を受けることにより認められる遺産分割の方法である。
2. 代償分割により遺産分割を行う場合、代償財産の支払期日や支払方法などを記載した遺産分割協議書を公正証書によって作成しなければならない。
3. 相続人が代償分割により他の相続人に交付する代償財産は、金銭に限られる。
4. 相続人が代償分割により他の相続人から交付を受けた代償財産は、相続税の課税対象となる。

【答え】

代償分割

法定相続分の割合以上の遺産をもらった相続人が他の相続人の法定相続分の割合に対して自己の資産を分ける方法です。

1. 不適切

代償分割は、家庭裁判所の審判を受ける必要はありません。

2. 不適切

遺産分割協議は、公正証書である必要はありません。

3. 不適切

代償分割は、金銭に限らず、不動産などで交付することもできます。
相続財産を売却して金銭で分ける方法は、換価分割となります。

4. 適切

相続人が代償分割により他の相続人から交付を受けた代償財産は、**相続税の課税対象**となります。

交付した人：相続した財産の価額-代償財産の価額

交付を受けた人：相続した財産の価額+代償財産の価額

したがって正解は、4

問題 55

民法に規定する相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 契約者(＝保険料負担者)および被保険者を被相続人とする生命保険契約の死亡保険金受取人に指定されていた相続人が、被相続人の死亡により死亡保険金を受け取った場合、その相続について単純承認をしたものとみなされる。
2. 相続人が相続の単純承認をした場合、原則として、被相続人のすべての権利義務を承継する。
3. 相続の放棄をしようとする者は、原則として、相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、家庭裁判所に相続の放棄をする旨を申述しなければならない。
4. 被相続人の子が相続の放棄をした場合、その相続の放棄をした者の子(被相続人の孫)は、代襲相続人とならない。

【答え】

1. 不適切

単純承認は、亡くなった人の相続財産を無条件で全て相続する方法

[単純承認とみなされる行為]

- ・相続人が故意に相続財産を隠したり消費したりした場合
- ・不動産の名義変更を行なった場合
- ・相続開始を知った時から3ヶ月の間に何も行わなかった場合

みなし相続財産を受け取っても、**単純承認とはみなされません。**

※みなし相続財産とは、生命保険や退職金などで、実質的に相続財産とみなして、相続税の課税対象としているもの。

2. 適切

本問の通り、

単純承認は、被相続人の**すべての権利義務を承継**します。

3. 適切

相続の放棄は、相続人は相続の開始があったことを知った時から原則**3ヶ月以内**に家庭裁判所に申述しなければなりません。

4. 適切

本問の通り、

被相続人の子が相続の放棄をした場合、その相続の放棄をした者の子（被相続人の孫）は、代襲相続人となりません。

したがって正解は、1

問題 56

民法上の遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 公正証書遺言の作成において、遺言者の配偶者は証人として立ち会うことができない。
2. 自筆証書遺言の作成に当たって、自筆証書にこれと一体のものとして添付する財産目録をパソコンで作成する場合、その財産目録への署名および押印は不要である。
3. 同一の遺言者による公正証書遺言と自筆証書遺言について、それぞれの内容が異なっている場合、その異なっている部分については、作成日付の新しい遺言の内容が効力を有する。
4. 自筆証書遺言書保管制度により法務局(遺言書保管所)に保管されている自筆証書遺言は、遺言者の相続開始後、家庭裁判所の検認が不要である。

【答え】

1. 適切

公正証書遺言の作成は、公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記しますが、遺言者の推定相続人とその配偶者は証人として立ち会うことができません。

2. 不適切

自筆証書遺言は、財産目録に関してはパソコン等での作成も認められます。財産目録の各ページには、遺言者の署名押印が必要です。

3. 適切

日付が違う2通以上の遺言書がある場合、内容の異なる部分については、遺言書の種類にかかわらず、日付の新しい遺言書が有効とされます。

4. 適切

自筆証書遺言は、検認が必要ですが、法務局で保管した場合は、検認が不要となります。

※検認とは、遺言書の偽造等を防止するため家庭裁判所が遺言書の内容を確認すること。

したがって正解は、2

問題 57

相続税の申告と納付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続税の申告書の提出は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から6ヵ月以内にしなければならない。
2. 相続人が被相続人の配偶者のみである場合において、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けることにより納付すべき相続税額が0(ゼロ)となるときは、当該配偶者は相続税の申告書を提出する必要はない。
3. 相続により土地を取得した相続人が、その相続に係る相続税について延納を申請する場合、所定の要件を満たせば、相続人が相続開始前から所有していた土地を延納の担保として提供することができる。
4. 相続税を延納するためには、納付すべき相続税額が100万円を超えていなければならない。

【答え】

1. 不適切

相続税の申告書の提出は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内にしなければならない。

2. 不適切

「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受け相続税額が0(ゼロ)の場合でも、配偶者は相続税の申告書を提出しなければなりません。

3. 適切

相続税の延納は、相続開始前から延納の担保を提供することができます。

4. 不適切

相続税の延納は、相続税が10万円を超えることが条件です。

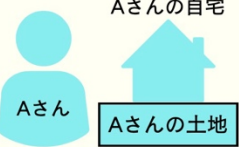
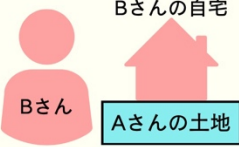
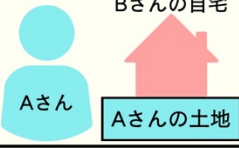
したがって正解は、3

問題 58

相続税における宅地および宅地の上に存する権利の評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、評価の対象となる宅地は、借地権の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う「借地権の取引慣行のある地域」にあるものとする。また、宅地の上に存する権利は、定期借地権および一時使用目的の借地権等を除くものとする。

1. Aさんが、借地権の設定に際して通常のコ利金を支払って賃借した宅地の上にAさん名義の自宅を建築して居住の用に供している場合において、Aさんの相続が開始したときは、相続税額のコ算上、その宅地の上に存するAさんの権利の価額は借地権として評価する。
2. Bさんが、借地権の設定に際して通常のコ利金を支払って賃借した宅地の上にBさん名義のアパートを建築して賃貸の用に供している場合において、Bさんの相続が開始したときは、相続税額のコ算上、その宅地の上に存するBさんの権利の価額は貸家建付借地権として評価する。
3. Cさんが、従前宅地であった土地を車庫などの施設がない青空駐車場（月極駐車場）の用に供している場合において、Cさんの相続が開始したときは、相続税額のコ算上、その土地の価額は自用地として評価する。
4. Dさんが、所有する宅地の上にアパートを建築して賃貸の用に供している場合において、Dさんの相続が開始したときは、相続税額のコ算上、その宅地の価額は貸宅地として評価する。

【答え】

 Aさんの自宅 Aさん Aさんの土地	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
 Bさんの自宅 Bさん Aさんの土地	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
 Bさんの自宅 Aさん Aさんの土地	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
 Aさんの貸家 Cさん Aさんの土地	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

1. 適切

借地権が設定されている土地を借りて使用する土地は、**借地権**として評価します。

2. 適切

賃借した宅地の上に、賃貸用建物が立っている場合、**貸家建付借地権**として評価します。

3. 適切

相続により、土地の所有者となり、自己で使用している土地となるため、青空駐車場は、**自用地**として評価します。

4. 不適切

自己所有の土地に自己所有の貸家が建っている場合、**貸家建付地**として評価します。

したがって正解は、4

問題 59

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、相続人が相続により取得した宅地は、相続開始直前において被相続人等の事業の用に供されていなかったものとし、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた宅地を相続により取得した被相続人の配偶者は、相続税の申告期限までに当該宅地を売却した場合であっても、本特例の適用を受けることができる。
2. 相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた宅地を相続により取得した被相続人の子が、当該宅地上の被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に相続開始前から相続税の申告期限まで引き続き居住し、かつ、当該宅地を相続開始時から相続税の申告期限まで所有していた場合、本特例の適用を受けることができる。
3. 相続開始直前において被相続人および被相続人の配偶者の居住の用に供されていた宅地を相続により取得した被相続人の子が、当該宅地を相続開始後に初めて自己の居住の用に供し、相続税の申告期限まで所有していた場合、本特例の適用を受けることができる。
4. 相続開始直前において被相続人と生計を一にする被相続人の母の居住の用に供されていた宅地を相続により取得した被相続人の配偶者は、本特例の適用を受けることができる。

【答え】

1. 適切

小規模宅地の相続税の特例

財産である自宅や事業用資産は、多額の相続税がかかるため、それらを回避できるように設けられた特例制度で、相続や遺贈により取得した被相続人の居住用や事業用の建物に対して、最大80%の減額をすることができます。

被相続人の配偶者が取得した場合、**配偶者には無条件で適用**されます。

2. 適切

被相続人の子(同居していた親族)が取得した場合、相続開始から相続税の申告期限まで所有していた場合、適用を受けることができます。

3. 不適切

小規模宅地の特例は同居していなくても適用されることがあります。配偶者以外の被相続人の同居親族や、被相続人と生計を共にしていた親族が土地を相続してそのまま相続税の申告期限まで住み続けた場合も、適用となります。

本問のように被相続人の子(同居していない親族)が取得した場合、被相続人に配偶者がいるため、**適用されません**。

4. 適切

被相続人の配偶者が取得した場合、**配偶者には無条件で適用**されます。

したがって正解は、3

問題 60

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 会社事業後継者が本特例の適用を受けるためには、遺留分を有する旧代表者の推定相続人および会社事業後継者全員の書面による合意が必要である。
2. 本特例の適用を受けることにより、会社事業後継者が旧代表者から贈与により取得した自社株式について、その価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことができる。
3. 本特例の適用を受けることにより、会社事業後継者が旧代表者から贈与により取得した自社株式について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を、本特例の適用に係る合意をした時点の価額とすることができる。
4. 本特例の対象となる会社事業後継者は、旧代表者の親族に限られる。

【答え】

1. 適切

遺留分は、法定相続人に保障されている最低限の相続分のことです。

[遺留分に関する民法特例(会社)]

遺留分の適用要件を満たした上で、推定相続人全員の合意を得て、会社事業後継者全員の書面による**合意が必要**です。

2. 適切

本問は除外合意の説明です。

除外合意は、後継者が先代経営者から贈与等によって自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができます。

3. 適切

本問は固定合意の説明です。

固定合意は、自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値を増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。

4. 不適切

後継者は、合意時点において会社の代表者であることや、先代経営者から贈与等により株式を取得したことでより会社の議決権の過半数を保有していることなどの要件を満たせば、**推定相続人以外の人も対象**となります。

したがって正解は、4